

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

平成31年2月定例県議会に提案予定の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙1のとおり知事から意見の聴取があったため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求めます。

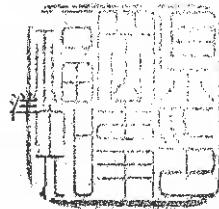
平成31年2月1日  
教育長

別紙1

30人第1693号  
平成31年1月25日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川洋  
(総務部人事課総務班)



条例の提案に対する意見の聴取について

平成31年2月定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

# 別紙2

30教総第2314号  
平成31年1月25日

福岡県知事殿



福岡県教育委員会  
(総務企画課人事係)

条例の提案に対する意見の申出について(回答)

(対1月25日30人第1693号)

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

## 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

### 1 改正の理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の制定による労働基準法の一部改正の趣旨並びに福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成30年9月19日付けの給与等に関する報告に鑑み、本県職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定の整備を行うもの。

### 2 改正の概要

正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を人事委員会規則で定めることとする。

#### 参考1：労働基準法に定める時間外労働の上限

①	限度時間（原則）	1箇月45時間、1年360時間
②	臨時的に限度時間を超えて労働させる 必要がある場合	1箇月100時間未満 1年720時間以内 1箇月45時間超の月が年6箇月以内 2～6箇月の月平均が80時間以内
③	災害その他避けることのできない事由 によって臨時の必要がある場合	上記①②の時間を延長することが可能

#### 参考2：福岡県の職員の給与等に関する報告（福岡県人事委員会 平成30年9月）-抜粋-

- ・本委員会は、今後、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、全ての職員に適用する、時間外勤務を命ずることができる時間の上限を設定することについて検討を進める。

### 3 施行期日

平成31年4月1日

第二二号議案

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

平成三十一年二月六日

福岡県知事 小川洋

理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の制定による労働基準法の一部改正の趣旨並びに福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成三十年九月十九日付けの給与等に関する報告に鑑み、本県職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第九条の二」を「第九条、第九条の二」に改め、「規定するものほか、」の下に「正規の勤務時間以外の時間における勤務に關し必要な事項及び」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二二号議案

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新旧対照表（傍線部分は改正部分）

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）	
改 正 案	現 行
<p>（人事委員会規則への委任）</p> <p>第十九条 第九条、第九条の二及び第十三条から前条までに規定するものほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項及び勤務の制限又は休暇に関する手続その他の勤務の制限又は休暇に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>（人事委員会規則への委任）</p> <p>第十九条 第九条の二及び第十三条から前条までに規定するものほか、勤務の制限又は休暇に関する手続その他の勤務の制限又は休暇に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>